

令和8年第4回中泊町教育委員会会議録

日時 令和8年4月23日（木）

午後4時00分

場所 中泊町役場2階 応接室

【議事日程】

開会

- 1 会議録署名委員の決定
- 2 会期の決定
- 3 議案第15号 中泊町コミュニティ・スクール導入推進計画の策定について
- 4 議案第16号 中泊町オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱の制定について
- 5 議案第17号 中泊町教育支援委員会規則の一部改正について
- 6 議案第18号 静川園保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について
- 7 議案第19号 中泊町教育支援委員会委員の委嘱について
- 8 議案第20号 静川園保存活用計画策定委員会委員の委嘱について
- 9 議案第21号 中泊町学校運営協議会委員の委嘱について
- 10 議案第22号 町指定文化財の指定解除について
- 11 報告第3号 令和7年度管内中学校生徒の進路状況について
- 12 報告第4号 令和8年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 13 その他

閉会

【出席委員】

教育長 鈴木 信也、教育長職務代理者 宮越 寛、委員 東山 綾子
委員 角田 龍二、委員 坂本 拓也

【欠席委員】

なし

【説明のため出席した職員】

教育課長 田中 綾人、課長補佐 白崎 春樹、課長補佐 大川 朝央

【署名委員】

委員 宮越 寛、 委員 角田 龍二

(午後4時00分 開会)

○教育長 定刻となりました。それでは、ただいまの出席委員数は5名です。定足数に達していますので、これより令和8年第4回中泊町教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおり、8議案、2報告、その他となっております。

日程第1、「会議録署名委員の決定」を行います。会議録署名委員は、会議規則第20条第3項の規定に基づき、宮越 寛 委員、角田 龍二 委員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題にします。お諮りします。本会議の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 「異議なし」と認めます。したがって、本会議の会期は、本日1日と決定しました。

<議案第15号>

○教育長 日程第3、これより「議事」に入ります。

議案第15号「中泊町コミュニティ・スクール導入推進計画の策定について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第15号「中泊町コミュニティ・スクール導入推進計画の策定について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

平成29年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、設置が努力義務とされた学校運営協議会ですが、簡単に言えば、地域と一体となって学校を運営することを目指し、同じ目標を地域と学校が共有していく、というものになります。当町においては、こども園開校の前に令和2年から設置しているものですが、3年後の中里地域の義務教育学校開校を見据え、どのように設置を推進していくのかを記載したのが本計画でございます。

表紙から3枚目からが計画内容になりますが、1の背景につきましては先ほど申し上げた法律的な背景、当町の現状などが記載されております。次のページは、コミュニティ・スクール導入の目的になります。大きく分けて4つあり、子どもの健全育成と学力向上、地域の教育力強化、地域社会の活性化、持続可能な教育環境の構築を目的として、導入を進めていくことが明記されています。

次のページは、コミュニティ・スクールの仕組みについてです。下の図をご覧ください

だくと分かりますが、コミュニティ・スクールという協議体に、学校だけでなく保護者や地域住民など関係者が一堂に参加し、学校運営や教職員、学校活動に対する意見表明、学校運営の基本方針の承認などを行う仕組みで、従来の学校評議員制度より権限が強いものとなります。

次のページの下段は、「地域学校協働活動」の考え方です。こちらは、法律改正によるコミュニティ・スクール導入とほぼ同時期に、社会教育法の改正によって生まれた概念で、地域と学校が連携及び協働して、子どもたちの成長を軸とした学ぶ力を育むとともに、地域とのつながりを深めて地域づくりを促進することを目的に、学校内にコーディネーターを配置し、学校側が知らない地域の実情を知っているコーディネーターが、学校側に適切な人材を紹介する業務などを行っています。

次のページは、導入の効果になります。以下の3点、組織的・継続的な体制の構築、当事者意識・役割分担、目標・ビジョンを共有した「協働」活動により、教職員の異動などがあっても持続可能で、社会のみんなが関わって協力し合う効果が生まれるというものです。次のページは、それぞれの当事者にとってメリットとなることが記載されております。

少し飛びまして、最後のページをご覧くださいと思います。

(3) 今後の導入についてですが、令和11年度に義務教育学校開校を控えておりますので、②導入スケジュールにありますとおり、今年度及び来年度で必要な検討を終え、令和10年度から中里中学校に学校運営協議会を設置することとし、令和11年度の開校を迎えようというものです。こども学園の例でも開校前に設置していたことから、開校後にスムーズな運営を図るためにも導入を令和10年度としたものです。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮越委員 コミュニティ・スクールで、地域社会の活性化とありますが、私が感じているのは、地域の各団体（青年団、婦人会など）が減少している状況で、こども学園のコミュニティ・スクールはうまく運営できているのか。

○教育課長 小泊地域の町民文化祭をこども学園で開催し、学校を核とした活動を行っております。宮越委員が言うように地域団体が減少するなか学校を核として、地域住民が関わる活性化が今後必要になってくるものと思っています。

○教育長 他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第15号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

<議案第16号>

○教育長 日程第4、議案第16号「中泊町オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱の制定について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第16号「中泊町オンライン学習通信環境整備費補助金交付要綱の制定について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本要綱についてですが、GIGAスクール端末が1人に1台配備されている中で、家庭において端末を使った学習ができる通信環境を等しく整備することを目的に、令和3年度から毎年、通信環境が整備されていない保護者に対して通信機器の整備に係る費用の補助をしており、その根拠となる交付要綱になります。

内容は従前とほぼ変更はなく、第5条の規定により、補助額は2万円を上限に機器購入費の2分の1を補助することとしています。今年度からは毎年度制定していた要綱を、年度を削除し、恒久的な要綱としております。

以上、本議案のご説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第16号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

<議案第17号>

○教育長 日程第5、議案第17号「中泊町教育支援委員会規則の一部改正について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第17号「中泊町教育支援委員会規則の一部改正について」ご説明いたし

ます。議案書をご覧ください。

本委員会は、障害等のある児童生徒の就学、教育的ニーズに応じた支援体制及び教育内容等について適切な助言を行うため設置されているものであり、委員には小中学校長やこども園園長、特別支援学校職員、町職員の保健師などを委嘱し、支援内容等の助言をいただいているところです。今般の改正は、教職員の人事異動等による不都合を解消するための改正になります。

具体的には新旧対照表をご覧くださいと思いますが、第5条の任期について、「2年」と規定していたものを「委嘱した日から当該年度末まで」とします。これは、異動によって町外へ転任した場合、いったんその先生を解嘱しなければならないことなどがあり、年度末で自然に任期が切れた方が適切であるということから改正するものです。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第17号は、原案のとおり可決されました。

<議案第18号>

○教育長 日程第6、議案第18号「静川園保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、宮越委員は議事に参与することができませんので、宮越委員の退席を求めます。

(退席後) それでは、議事を進めます。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第18号「静川園保存活用計画策定委員会設置要綱の制定について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

宮越家の庭園「静川園」は、今年2月17日、官報へ告示され、正式に国名勝に指定されたことはご存じかと思えます。指定によって国の補助金活用が可能になり、いよいよ本格的に保存、活用に係る事業を進めていくこととなりますが、その原案である計画について、今年度に国庫補助事業として「静川園保存活用計画」の策定を予定

していることから、策定委員会を設置する要綱を委員会にお諮りするものです。

第1条では設置の趣旨、第2条には委員会の所掌事項、第3条から第6条までは委員の人数、任期、服務、委員長・副委員長を定め、第7条では会議の方法、第8条では事務を処理する機関を博物館と定めております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第18号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

宮越委員の入室を許可します。

<議案第19号>

○教育長 日程第7、議案第19号「中泊町教育支援委員会委員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第19号「中泊町教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

教育支援委員会委員は、中泊町教育支援委員会規則に基づき、障害等のある児童生徒の就学、教育的ニーズに応じた支援体制及び教育内容等について適切な助言を行うために、従来設置しております。先ほどの規則の一部改正により、現委員は令和7年度末で任期切れとなるため、後任の委員の委嘱についてお諮りするものです。なお、委員の任期は、本年度末である令和9年3月31日までとなります。

名簿の中で昨年度から変更となりますのは、2番の武田小学校長、3番の薄市小学校長、11番の町民課課長補佐になり、4番の中里中学校長は武田小学校から所属の変更になります。

いずれの方も適任であると存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第19号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

<議案第20号>

○教育長 日程第8、議案第20号「静川園保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、宮越委員は議事に参与することができませんので、宮越委員の退席を求めます。

(退席後) それでは、議事を進めます。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第20号「静川園保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本議案は、議案第18号でご承認いただいた設置要綱第3条に基づき、本委員会の委員の委嘱についてお諮りするものです。

ご存じのお名前が多いかとは思いますが、改めてご説明しますと、1番の方は、考古学・庭園の専門家であり、庭園の保存活用計画に精通、宮越家住宅・資料保存活用検討委員会の委員長も務めておられます。2番の方はステンドグラスの専門家で、宮越家離れステンドグラスの作者、小川三知の研究者です。3番の方は、近世絵画の専門家で、宮越家離れ襖絵「春景花鳥図」について、大英博物館所蔵の「秋冬花鳥図」と一連のものであることを明らかにした狩野派研究の第一人者でございます。4番の方は、建造物の専門家で、元文化庁文化財調査官、現在は八戸工業大学の教授をしております。5番の方は庭園の専門家で、県文化財審議会委員を務めておられる方です。6番の方は建造物の専門家で、弘前文化財保存技術協会副理事長を務めておられます。7番の方は、現在の宮越家当主であります。

なお、4番以外の方は、宮越家住宅・資料保存活用検討委員会の委員も務めており、国指定を目指した初期段階から、同家の保存活用に関わっておられる経験豊富な方々となっております。任期は令和9年3月31日までの1年間です。

いずれの方も、その道の専門家としてふさわしい方々であり、適任であると存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第20号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第20号は、原案のとおり可決されました。宮越委員の入室を許可します。

<議案第21号>

○教育長 日程第9、議案第21号「中泊町学校運営協議会委員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第21号「中泊町学校運営協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本協議会については、学校運営への必要な支援に関し協議する機関として、保護者や地域住民等の学校運営への参画や、学校運営への支援、協力を促進することにより、信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む、いわゆる「コミュニティ・スクール」の理念を実現するために設置されており、中泊町学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、町ではこども園に設置しております。その委員を委嘱するにあたりお諮りするものです。

同規則第8条では「委員は15人以内とし、校長の推薦により教育委員会が任命する」とあり、かねてから推薦を依頼しておりましたが、このほど推薦されたため、別紙のとおり委員を委嘱するものであります。なお、任期は令和9年3月31日までとなります。

昨年度から変更されました委員は、6番の小学校PTA会長、7番の中学校PTA会長、10番の中学校教頭で、どなたも異動、交代によるものです。

いずれの方も、コミュニティ・スクールの理念を理解し、学校運営に貴重な助言をいただける皆様とうかがっており、適任であると存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第21号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第21号は、原案のとおり可決されました。

<議案第22号>

○教育長 日程第10、議案第22号「町指定文化財の指定解除について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、宮越委員は議事に参与することができませんので、宮越委員の退席を求めます。

(退席後) それでは、議事を進めます。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第22号「町指定文化財の指定解除について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

3月に行われた教育委員会会議において、宮越家「静川園」の町指定解除について、文化財審議会に対する諮問をいたしました。その答申が議案書の内容であります。

3月26日に町文化財審議会が行われ、指定解除については異議がないとのことです。

以上のことから、町文化財保護条例第11条第1項第4号「法又は県条例により指定を受けたとき」に、「教育委員会はその指定を解除することができる」との規定に基づき、指定を解除してよいかお諮りするものです。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第22号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第22号は、原案のとおり可決されました。

宮越委員の入室を許可します。

<報告第3号>

○教育長 日程第11、報告第3号「令和7年度管内中学校生徒の進路状況について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第3号「令和7年度管内中学校生徒の進路状況について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

くわしくは議案書のとおりとなりますが、公立高校進学が42人、私立高校が21人、県外高校が2人となっています。また、西北五管内への進学は56人、県内外で9人となっております。

以上、報告といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

<報告第4号>

○教育長 日程第12、報告第4号「令和8年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第4号「令和8年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」ご説明いたします。別紙でお配りしている㊦の資料1ページ目をご覧ください。

当初で申請のあった84件について、一定の基準で審査した結果、小学校45件、中学校39件、合計83件を認定いたしました。なお、小学校では1件、中学校には2件、要保護世帯が含まれております。

なお、差し引き1件は却下とするものであり、小学校1件となっております。

2ページ目をご覧ください。

各学校の認定件数内訳についてはご覧のとおりです。就学援助を受けている割合は、小学校17.44%、中学校26.57%、合計で20.70%となっています。右下の表が昨年度との比較になりますが、件数にして2件、割合では1.80%の増となっております。

個別の事情については個人情報となるためご紹介は差し控えさせていただきますが、

大半の場合は、町民税非課税世帯であるか、児童扶養手当受給世帯の申請です。なお、「生活状態が悪い」として申請のあった家庭については所得状況を調査し、所得制限額を下回っていれば認定としております。

以上、ご報告といたします。

○教育長 これから質疑を行います。何か質疑ありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

<その他>

○教育長 日程第13、その他として何かありますか。

① 令和8年度町内小・中学校児童生徒数について

- ・小学校全体で258人（昨年度比較△13人）
- ・中学校全体で143人（昨年度比較△20人）
- ・小・中学校全体で401人（昨年度比較△33人、△7.6%）

② 令和8年度事務分担表、組織図、緊急時連絡先一覧表について

③ 管内小中学校の教職員の欠員状況について

- ・小・中学校ごとに欠員の状況を説明

④ 子育て支援関連県補助金について

- ・修学旅行費、能力検定費、地域クラブ活動費などを補助

○教育長 他によろしいですか。

(なしの声あり)

○教育長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和8年第4回中泊町教育委員会会議を閉会します。

(午後4時52分 閉会)

署 名

中泊町教育委員会会議規則第20条第3項の規定により、ここに署名する。

令和 8年 月 日

教 育 長 鈴 木 信 也

署 名 委 員 宮 越 寛

署 名 委 員 角 田 龍 二

会議の書記

中泊町教育委員会

教育課課長補佐 白 崎 春 樹